3　入札者に求められる義務等
　入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている各種書類を平成22年２月10日午後５時までに、下記４⑴に示す場所に提出しなければならない。なお、提出した各種書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
4　入札書等の提出場所等
⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
　〒162―8668 東京都新宿区若松町19―１
　総務省統計局総務課支出負担行為係　安藤功一　電話03―5273―1122　ＦＡＸ03―5273―1180　E-mail g-futankoui@soumu.go.jp
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記４⑴の場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成21年１月12日午後２時　総務省第二庁舎１階105号室
　入札説明会に参加しようとする者は、平成22年１月８日までに４⑴へ入札説明会参加の旨をメール又はＦＡＸで連絡すること。
⑷　入札書等の受領期限　平成22年２月10日午後５時迄
⑸　開札の日時及び場所　平成22年２月15日午後３時00分　総務省第二庁舎１階105号室
5　電子入札・開札システムの利用
　本件は、紙による従来の応札及び入開札手続きと併せて、「電子入札・開札システム」を利用した応札及び入開札手続きを使用するものとする。なお、詳細については入札説明書のとおり。
6　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　契約書の作成の要否　要
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者、各種提出書類に虚偽又は不正の記載をした者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した業務の提供が可能であると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shigeru KAWASAKI, Director General, Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications.
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : About 5,281,200kwh Electricity
⑷　Use period : From 1 March 2010 through 28 February 2011.
⑸　Demand place : The second government office building of Ministry of Internal Affairs and Communications.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall, ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③satisfy the Grade A, Grade B qualification that is “Manufacture of products” or “Sale of product” in the Kanto・Koushinetsu district. These qualifications are specified in tender by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2007,2008 and 2009. ④have the qualification according to the Article 73 of the Cabinet Order.
⑺　Time limit for tender : 5 : 00 P.M. 10 February 2009.
⑻　Contact point for the notice : Kouichi ANDOU, Contract Unit, General Affairs Division, Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications, 19―1 Wakamatsu-cho Shinjuku-ku, Tokyo 162―8668 Japan TEL 03―5273―1122.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年12月22日
　支出負担行為担当官
　　東京地方検察庁検事正　岩村　修二
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第２号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量
①　立川第二法務総合庁舎で使用する電気　契約電力　600ｋW　予定使用電力量　1,113,000kWh
②　東京地方検察庁五反田分室で使用する電気　契約電力　90kW　予定使用電力量　267,000kWh
⑶　調達件名の特質等　仕様書による。
⑷　供給期間　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで
⑸　供給場所
①　立川第二法務総合庁舎　東京都立川市緑町６―３
②　東京地方検察庁五反田分室　東京都品川区西五反田８―３―８
⑹　入札方法　入札金額は、当庁が提示する２か所の契約電力及び予定使用電力量に対する総価を合算して入札書に記載すること。
　なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成19・20・21年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」においてＡ又はＢの等級に格付けされた資格を有する者であること。
⑷　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑸　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
⑹　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
　〒100―8903 東京都千代田区霞が関１―１―１　東京地方検察庁事務局用度課需品係　後根　宜将　電話03―3592―5639
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所において交付する。
⑶　証明書等の提出期限　平成22年２月10日17時00分
⑷　入札書の受領期限　平成22年２月23日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　平成22年２月24日10時30分　東京地方検察庁３階総務部334号室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入することができることを証明する書類を指定期日までに提出しなければならない。提出された書類を支出負担行為担当官が審査した結果、この公告に示した物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができるものとする。
　なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。